

直行バス（鹿児島中央駅～鹿屋間）の時刻変更について

鹿児島中央駅～鹿屋間直行バスは、6月4日～13日までの10日間、鴨池・垂水フェリーのドックダイヤに合わせ、発車時刻を変更して運行します。お間違いないようご注意ください。

なお、時刻表については、市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

三州自動車(株) 0994-6512258

外国人住民の皆さんに仮住民票を送付しました

7月9日に、入国管理法等の改正による新たな留管理制度が導入され、外国人住民も日本人住民と同じように住民票が作成されます。

このため、住民票作成対象の外国人住民の人には、外国人登録原票を基に作成した仮住民票を5月16日に発送しました。

農商工連携講演会を開催します

農商工連携や6次産業化について講演会を開催します。地域食材を活用した加工品のつくり方について具体的な事例や斬新なアイデアを交えた講演会です。

加工品を作りたい、現在作っている人など、この機会にぜひご参加ください。

- 日時 6月18日(月) 14時～15時30分
場所 鹿屋商工会議所
内容 地域資源を活用した食品・加工品のつくり方
講師 鳥巢研二氏
定員 50人(定員になり次第締め切り)
参加料 無料

鹿屋商工会議所 0994-423135

場合、また、記載内容に訂正や変更がある場合は、市民課にお越しください。

仮住民票は7月9日に正式な住民票になります。

住民票が作成される人
○中长期在留者(在留資格が「永住者」「家族滞在」「日本人の配偶者等」など、3か月を超えて日本に滞在できずる人)

特別永住者
○一時庇護許可者又は仮滞在許可者

出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者 ※右記以外の人や、改正法施行日に在留資格がない人(入国管理局の在留更新許可、在留資格変更許可の記載事項の変更を市に届けていない人を含む)については住民票作成対象外となります。

市民課(1階①番窓口) 0994-311114

ハンセン病問題を正しく理解しましょう

ハンセン病問題を正しく理解するために、県では6月17日(日)から23日(土)まで

での1週間を「ハンセン病問題を正しく理解する週間」と定めています。

国の隔離政策などにより、ハンセン病は怖い病気という誤った考えが定着し、そのことが様々な偏見・差別や人権侵害を引き起こしました。

ハンセン病であった皆さんは今も根強く残る偏見・差別に苦しんでいます。

ハンセン病問題に対する理解を深めるため、次のとおり啓発講演会及び展示会を行います。

啓発講演会
日時 6月27日(水) 13時30分～15時30分
場所 市中央公民館

講師
○第一部 後藤正道氏(星塚敬愛園長)
○第二部 小牧義美氏(星塚敬愛園自治会)

入場料 無料
展示会
期間 6月15日(金)～24日(日)

場所 市役所1階市民ホール
内容 ハンセン病問題に関するパネル及び療養所入所

移動援護相談が行われます

戦傷病者や戦没者のご遺族等に対する援護や軍人恩給などに関する疑問について、お答えする移動援護相談を開催します。

日時 6月21日(木) 11時～14時
会場 市役所401会議室
相談内容
○戦没者等の遺族に対する特別慰金
○戦没者や戦傷病者等の妻に対する特別給付金
○援護年金
○旧軍人の恩給や扶助料

その他、日頃から援護や恩給に関して、疑問に思っていること

その他 相談内容に関する資料をお持ちの人は、当日ご持参ください。

県社会福祉課 099-286-2828

7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行となります

改正育児・介護休業法が、従業員数100人以下の事業主にについても、7月1日から

全面施行されますので、改正法に沿った就業規則の改定等の対応をお願いします。

短時間勤務制度 3歳に満たない子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度(1日6時間とする措置を含む)の設立

所定労働の免除 3歳に満たない子を養育する労働者が申し出た場合は、事業主は所定外労働を免除

介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、その他の世話をを行う労働者が申し出ることにより、対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、1日単位での休暇の取得

※制度に関する資料は、市商工観光課、鹿屋労働基準監督署等に備え付けてあるほか、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)でも紹介しています。

鹿屋労働局(法律関係) 099-222-8446

鹿屋労働基準監督署(就業規則関係) 0994-4313385

「新商品等開発事業補助制度」をご利用ください

市では、中小企業等が行う新商品等の開発事業に補助金を交付する「新商品等開発事業補助金」の利用者を募集します。

- 対象者=市内に事業所があり、全体事業費が50万円以上の新商品等の開発事業を行う、次のいずれかに該当する者
○中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、中小企業者で構成された団体又は地域グループ
○中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合又は協業組合
○特定非営利活動促進法第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人のうち、会計関係規程等が整備されている者
●補助対象事業の決定
事業計画の内容等について協議及び検討を行い、予算の範囲内で決定します。

- 応募方法
「鹿屋市新商品等開発事業補助金申込書」に必要事項を記入し提出してください。
※申請書類は、市産業支援センターに備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
●応募期限 6月29日(金)
●補助内容

Table with 2 columns: 補助対象, 補助率. 補助対象: 新商品や商品改良等のための費用, 大学等の外部協力者による指導・助言等を受けるための費用, 機械装置、備品等の購入・設置等のための費用 など. 補助率: 補助対象経費の3分の2以内の額(限度額50万円)

市産業支援センター 0994-40-7890

リナシティかのや情報プラザパソコン講座受講生を募集

Table with 2 columns: 講座名(時間), 期日, 応募期限, 料金. Includes courses like '講座復習の広場', '家庭のネットセキュリティ1日講座', '静止画を動画のように編集基礎講座' etc.

講座時間 午前= 9:00～12:00 午後= 13:30～16:30 夜間= 19:00～21:00
定員 各コース15人 (No.1=定員なし、No.4=12人)
※定員に満たない場合は、講座を中止することがあります。

リナシティかのや情報プラザ 〒893-0009 鹿屋市大手町1番1号 ☎0994-35-1002 FAX 0994-43-0744